

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和3年6月11日
発信課	経済総務課
担当者	宮田
連絡先	電話 0166-25-7152
	FAX 0166-26-7093
	E-mail keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	7月1日～
発表項目	旭川市緊急雇用テレワーク支援助成金の登録募集のご案内
概要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	<p><趣旨> 新型コロナウイルス感染症の対策として、情報通信技術（ICT）を活用したテレワーク（在宅勤務）により、「通勤等の不安軽減」や「就労と育児の両立」など、働く場所や時間に制約を伴う就職困難者の安定雇用に取り組む事業主を支援するため、「緊急雇用テレワーク支援助成金」を新設し、交付希望者の登録を募集します。</p> <p>なお、この制度では就職困難者を、障害者、ひとり親家庭の父母、35歳から54歳までの若年無業者としています。</p> <p><助成金の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ●交付対象者 市内在住の就職困難者を新たに常用雇用する市内の法人、個人事業主 ●交付額 対象労働者1人当たり20万円 (1事業主につき、2人分40万円を上限) ●対象となるテレワークの形態 対象労働者が行う在宅勤務に限る。 ●詳細 別紙チラシ、旭川市ホームページのとおり。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/562/work201/d070106.html <p><応募方法> (仮)登録のWEBフォームから応募 (旭川市ホームページにURLを掲載) 新型コロナウイルス感染症対策として、人の密集を避けるため、窓口での受付は行わない。</p> <p><応募開始> 令和3年7月1日(木)13時より</p>
添付資料	有 ・ 無
報道(取材)に当たってのお願い	
備考	

令和3年度
新規事業

旭川市緊急雇用テレワーク支援助成金

◆登録募集のご案内◆



◆テレワークとは・・・

TELE（離れた）+WORK（働く）を繋げた造語。
インターネット等を活用し、職場に出勤するのと同様に
在宅、サテライトオフィス等で就業することです。

旭川市では、令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策として、情報通信技術【ICT】を活用したテレワーク（在宅勤務）により、「通勤等の不安軽減」や「就労と育児の両立」など、働く場所や時間に制約を伴う就職困難者の安定雇用に取り組む事業主を支援するため、次のとおり、「緊急雇用テレワーク支援助成金」の交付希望者の登録を募集します。

テレワークを活用した採用を通して、コロナ禍の社会経済情勢の変化に、柔軟に対応する就労環境づくりと、新たな人材確保に取り組んでみませんか。

応募開始

2021

7 / 1 木 13時

交付対象者

市内の法人、個人事業主

交付額

予算(300万円)に達し次第終了

一律 **20**万円【対象労働者1人当たり】

※1事業主につき、2人分40万円を上限

応募方法

(仮)登録のWEBフォームから応募
(旭川市ホームページにURLを掲載)

※新型コロナウイルス感染症対策として、人の密集を避けるため、窓口での受付は行いません。

対象となるテレワーク

新たに常用雇用として雇い入れる、次のいずれかに該当する対象労働者（市内在住）が行う在宅勤務に限る。

- (1) 障害者
- (2) ひとり親家庭の父母
- (3) 35歳から54歳までの若年無業者
(※雇用保険加入状況の条件があります。)

手続きの流れ
裏面も
ご覧ください

(仮)登録要件

- (1) 旭川市内に事業所を有する法人又は個人事業主
- (2) 新たに上記対象労働者を常用雇用で雇い入れ、雇用保険の一般被保険者として継続雇用する予定
- (3) 旭川市内に所在する事業所（従業員数が300名以下）において、対象となるテレワークを実施する予定
- (4) テレワーク関連労務規程等を制定済み、又は新たに制定予定

詳細は旭川市ホームページに掲載している交付要綱等をご覧ください。



◆問合せ先◆

旭川市 経済部 経済総務課 雇用労政係 (〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎3階)

TEL:0166-25-7152 / E-mail:keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp

緊急雇用テレワーク支援助成金 ◆交付決定までの流れ◆



●緊急雇用テレワーク支援助成金に関する Q&A

Q1 新規雇用する労働者の条件は、限定されていますか。

A1 : 対象労働者は、障害者やひとり親家庭の父母、若年無業者に限ります。本助成金は、テレワークの活用を通して、特に就職に困難を伴う求職者の安定雇用と、事業主の人材確保を支援する事業です。各労働者には条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

Q2 テレワーク労務規程を制定していなくても、仮登録へ応募できますか。

A2 : 仮登録への応募が可能です。この場合、テレワーク労務規程は、交付申請時までには整備が必要です。また、既にテレワーク労務規程を整備済の場合も応募が可能です。

Q3 雇用契約書には、テレワーク(在宅勤務)可との記載が必要ですか。

A3 : 新規採用の条件として、テレワーク(在宅勤務)可能と明示している必要があります。このため、雇用契約書や雇入通知書に記載されていることが必要です。

●市内事業所のテレワーク導入事例

令和2年度実施のテレワーク導入奨励金を活用いただいた企業・団体の事例を公開しております。

介護、建設、運送、飲食等の様々な業種で実施されておりますので、これからテレワークを導入、実施される際の参考としてご活用ください。

旭川市テレワーク導入奨励金による
 テレワーク導入・実施事例集
 (令和3年3月25日)



旭川市経済部

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/562/work202/d072059.html>



国の支援制度をご活用ください

テレワークマネージャー相談事業

ICT面でテレワーク導入に関するアドバイスを実施し、トライアル・正式導入に向けて、企業規模を問わず支援(当面はWEB会議・電話での相談。現地派遣は、地域のコロナ感染状況による)。

◆主な要件

- ・テレワークの導入を検討している民間企業、団体であること。

◆実施期間

令和3年4月1日～令和4年3月中旬

◆費用

- ・コンサルティング費用は無料
- ・通信料は実費負担

◆問合せ先

同事業事務局 (044-299-7084)



旭川市 経済部 経済総務課 雇用労政係 (〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎3階)

◆問合せ先◆

TEL:0166-25-7152 / E-mail:keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp